

呉市観光・地域振興アプリ「マイクレ」加盟店募集要領

1 趣旨

本要領は、呉市観光・地域振興アプリ「マイクレ」（以下「マイクレ」という。）の加盟店を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

呉市観光・地域振興アプリ「マイクレ」実証事業

(2) 目的

本事業は、加盟店となった店舗及び施設の顧客の行動履歴、消費履歴等をデータ化することで、加盟店が顧客データに基づいたサービスや商品開発を行い、発信し、リピーター確保につなげることを目的とする。

また、呉市の観光及び地域振興に地域全体で取り組み、地域一体となって経済循環を高めることを目指す。

(3) アプリ概要

マイクレの会員となった観光客や市民に、地域の観光情報の提供や買い物・体験ごとにポイントを付与し、会員の行動履歴、消費履歴等をデータ化することで、加盟店がデータに基づいたサービスや商品開発を行うことができるようになる。

また、蓄積したデータを地域一体となった戦略的な観光施策・プロモーションの展開へ活用する。

(4) 事業期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

3 加盟店対象事業者

(1) 呉市内に店舗又は事業所を有し、宿泊、買い物、飲食及び観光体験素材のいずれかのサービスを提供できる者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 法令又は公序良俗に反しない者

4 加盟店参画条件

(1) 事業用のタブレット又はスマートフォン（以下、「事業用端末」という）を所有していること。ただし、事業用端末を所有していない場合は、呉市に加盟店への参画を表明する際に事業用端末の無償貸与について、申請できるものとする。

(2) 事業用端末を利用可能な通信環境を整えていること。

(3) 実証事業終了後も引き続きマイクレの加盟店を継続する意思があること。

5 加盟店数

本事業期間中においては、120事業者を加盟店の上限とする。

6 費用負担

- (1) マイクレの保守管理等の費用は呉市が負担する。
- (2) 次の費用については、実証期間中は呉市が負担する。
 - ・加盟店アプリ設定費用 1台 22,000円(消費税込み)
 - ・加盟店システム利用料 月額 3,300円(消費税込み)
- (3) 次の費用については、呉市が負担する。ただし、マイクレ会員のポイント付与対象売上が1,000,000円を上限とする。
 - ・加盟店ポイント付与費用 付与対象売上の1%(ポイント原資分)
 - ・加盟店システム維持管理費 付与対象売上の2%
- (4) 呉市が主催するキャンペーン等の費用は、呉市が負担する。

7 加盟店の責務

- (1) 呉市及びマイクレを管理運営している株式会社サイモンズ(以下「サイモンズ」という。)と円滑な連携を図ること。
- (2) マイクレ会員の増に努めること。
- (3) マイクレ会員が来店し、正当なポイント申請をした場合は、これを承認すること。
- (4) 呉市が配布するマイクレのポスター等を掲示すること。
- (5) 加盟店を辞する場合は、解約届出書を提出すること。なお、解約届出書を提出しない限りは、加盟店を継続する意思があるものとする。

8 呉市への提出書類

- (1) 加盟店参加表明書(様式1)
- (2) 加盟店誓約書(様式2)

9 サイモンズへの提出書類

次の書類については、呉市への提出書類と合わせて、呉市観光振興課へ提出すること。

- (1) サイモンズポイント【マイクレ】加盟店申込書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) サイモンズポイント【マイクレ】情報取扱に関する覚書(2部提出すること。)
- (4) アプリ掲載情報に関するアンケート
- (5) サイモンズポイント【マイクレ】コロナ対策マーク申請書(任意)

10 提出・問い合わせ先

呉市産業部観光振興課 企画グループ
〒737-8501 呉市中央4丁目1-6
電話 0823-25-3180
E-mail kankou@city.kure.lg.jp